

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将



〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

不正統計調査対応のスケジュールが明らかに

◆現在受給中の人には 3 月から追加給付

不正統計問題で厚生労働省は 2 月 4 日、追加給付に向けた工程表を明らかにしました。

それによると、雇用、労災、船員の各保険で現在給付を受けている人は 3 月から、過去の受給者は 6 月から、順次追加給付を受けることとなっています。

制度によって支払開始時期はまちまちで、船員保険で 6 月、労災保険の休業補償で 9 月頃、労災年金で 10 月頃、雇用保険で 11 月頃とされています。

◆追加給付を受けるための手続方法は？

現在受給中の人には手続不要ですが、過去の受給者には厚生労働省から通知が届きます。

しかしながら、現住所や氏名の変更を把握していない人には通知が届かないおそれがあり、述べ約 2,000 万人の対象者のうち 1,000 万人以上の対象者の住所が不明との報道もあるため、厚生労働省が来月開設する予定のホームページで対象かどうか

を確認する人は、相当数に上りそうです。

会社にも、退職者から問合せ等が寄せられるかもしれません。

◆雇用調整助成金の過少給付問題はどうか？

この問題では、被保険者への給付だけでなく、雇用調整助成金の過少支給も 30 万件、約 30 億円あることがわかっています。

2004 年 8 月から 2011 年 7 月の間、または 2014 年 8 月以降に休業等して本助成金を受けた企業が追加給付の対象となりますが、被保険者への追加給付の支払いよりも後になるため、まだ手続方法や支払開始時期は明らかにされていません。

ただし、申請書類等が処分済みだったり廃業済みだったりして対象企業が把握できず、正しく通知が届かないおそれのあることが明らかになっていますので、注意が必要です。

◆覚えのある会社は書類を探してみましょう

追加給付は、既に廃業した企業も対象となります。手続きのための書類には、支給申請書類一式、支給決定通知書が今後役立つ可能性があると言われており、限定されてい

ないので、当時のことがわかる書類を探してみるとよいでしょう。

P. S. 弊所の事務所だより（平成 31 年 1 月号）で、政府の発表する調査の信憑性に疑問を投げかけましたが、その後すぐに毎月勤労統計調査の不正が明らかになりました。「やっぱりな」と思う反面、日本に対する根本的な不信で「怒り」を通り越して「恐怖」を感じています。上記の対策もすべて税金で行います。政治家、官僚の給与は一銭も減りません。それどころか常々とウソを言い続けています。この国が独裁国家以下（独裁者がいるわけではなく、統治構造そのものが劣化している）になった時、そのマイナス面を全て引き受けるのは私たち（大衆）だと実感しました。

マネージメントと「文書」の大切さ

◆マネージメント力が問われる傾向

厚生労働省は、平成 31 年度からの新事業として、企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業（仮称）を行うとしています。

具体的には、マネージメント力向上のためのモデルカリキュラムの開発を進め、企業の教育訓練の実施を総合的に支援するセミナー等を行うということです。昨今、セクハラ、パワハラ、情報セキュリティなどに端を発する不祥事が顕在化しており、労働・職場環境の悪化や、生産活動の停止等により、企業の生産性に悪影響を与える場合も生じている現状を踏まえて実施するものです。

◆文書の重要性

マネージメント力向上は、国としても取り組む企業の課題となっていますが、日頃の労務管理方法としては、やはり文書でのやりとりが重要でしょう。

テクノロジーが発達したとはいえ、人間同士の問題に対しては目に見える文書とともに注意・指導等を行うのが、一番「響く」と思われますし、文書を残しておけば、万が一裁判になった場合などにも会社側の主張を立証する証拠ともなります。



◆状況に合わせた見直しが必要

懲戒処分を通知する文書でも、けん責、減給、懲戒処分通知書、諭旨退職、管理不行届きだった管理者への処分など、それぞれ内容も書きぶりも違ってきます。

また、最近の裁判では、例えば問題社員の行動に対して注意・指導書を発しているだけではダメで、面談等による実際的な指導も必要と判断されるようになってきているようです（問題社員と接するのは嫌だという担当者の心情も理解できますが）。さらに、SNS の使用等に関する注意・警告のための文書など、新しい文書も必要となってきていますので、自社の文書や労務管理の実態が、世の中の状況に対応しているか見直してみる必要があるかもしれません。

◆わかりやすい文書を書くには

また、日常業務に使う文書（年末調整用の書類提出のお願いなど）も、わかりやすさを意識することで、従

業員の会社・管理部門に対する印象は随分と変わってきます。役所や国が出した情報の丸写しは、間違いがないかもしれませんが、従業員が理解しにくいようでは、結局きちんと読まれずに、ミスや手戻りにつながってしまいます。伝わる文章を書くコツは、「小学生にもわかるように」書くことだそうです。意識して変えてみるとマネジメントの改善にもつながるでしょう。

外国人労働者が約 146 万人に～厚労省届出状況

◆外国人雇用事業所数、外国人労働者が過去最高

厚生労働省は、平成 30 年 10 月末時点の外国人雇用についての届出状況を公表しました。

外国人を雇用している事業所は 21 万 6,348 カ所（前年同期比 21,753 カ所、10.2 ポイント増）、外国人労働者は 146 万 463 人（前年同期比 18 万 1,793 人、14.2 ポイント増）で、ともに平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しました。

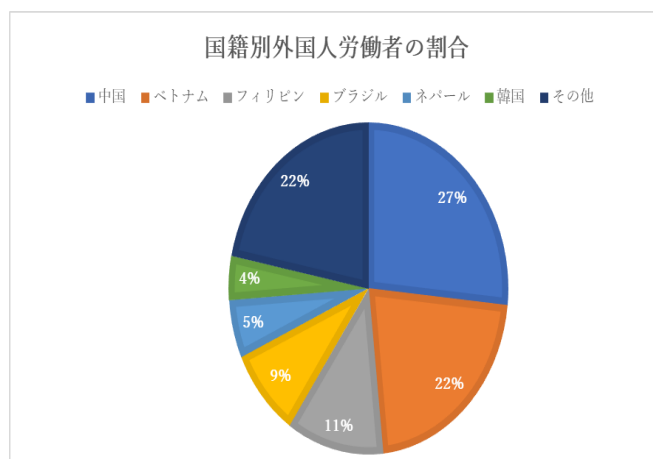
増加の要因としては、高度外国人材や留学生の受入れが進んでいることや、永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格の人たちの就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が考えられます。

◆国籍別・在留資格別の実態

外国人労働者を国籍別にみると、中国が最も多く 38 万 9,117 人（全体の 26.6%）、ベトナムが 31 万 6,840 人（同 21.7%）、フィリピンが 16 万 4,006 人（同 11.2%）と続いています。特にベトナムは、前年同期比よ

り 31 万 6,840 人（21.7 ポイント増）と大きく増加しています。

また、在留資格別にみると、身分に基づく在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等）の 49 万 5,668 人（全体の 33.9%）が最も多く、資格外活動（留学を含む）（34 万 3,791 人、23.5%）、技能実習（30 万 8,489 人、21.1%）、専門的・技術的分野（27 万 6,770 人、19.0%）、と続いています。



◆都道府県別・産業別の実態

都道府県別でみると、東京都が最も多く 5 万 8,878 カ所（全体の 27.2%）、愛知県が 1 万 7,473 カ所（同 8.1%）、大阪府が 1 万 5,137 カ所（7.0%）と続いています。

産業別にみると、「製造業」が最も多く 4 万 6,254 カ所（全体の 21.4%）、「卸売業、小売業」が 3 万 6,813 カ所（同 17.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」が 3 万 1,453 カ所（同 14.5%）と続いています。

「製造業」と「卸売業、小売業」は前年同期比よりも減少している一方で、「宿泊業、サービス業」と「建設業」は増加となっています。

◆入管法改正による影響は？

今年4月施行の改正入国管理法により、新しい在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受入れが拡大します。また、政府は「今後5年間に14業種で34万人超の外国人労働者の受入れを目指す」方針を示しています。受入れ事業者ならずとも、外国人との共生をどうしていくか、社会全体で考えていかなければなりません。

【参考】厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (PDF)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf>

～今月のことば～

ノモンハンから今につづくもの

ノモンハン事件から何を学べるかと聞かれたら、私は5つあると答えています。

「当時の陸軍のエリートたちが根拠なき自己過信をもって」「驕慢なる無知であった」「エリート意識と出世欲が横溢していた」「偏差値優等生の困った小さな集団が天下を取っていた」、一番最後に、「底知れず無責任であった」。これは今でも続いている。

『世界史としての日本史』

(出口治明氏との対談で)

『歴史と戦争』

半藤 一利 著



～事務所よりひとこと～

目覚めと同時に毎日のように襲ってくる悩み、「夕食何たべよう」という夕食のメニュー決め。主婦にとって一生続く悩み。「何そんな事悩むのだろう？」と男性の方々は笑うのですが、この悩み小さな悩みでありながら毎日襲われる恐怖。

4月1日から“働き方改革”が施行されます。主婦業も労働、ならば主婦業に対する改革があっても良いのでは・・・掃除、洗濯、ご飯の支度からの解放、一年に一日自由な時間が与えられる主婦業労働から解放日の施行がされる日が来ることを願いつつ、これからも夕食のメニュー決めと戦いたいと思います。(中村)

お知らせ

今月号に年次有給休暇の管理台帳を添付します。

4月から始まる「事業主の時季指定による年次有給休暇5日取得義務化」に伴い有給の管理が必要となります。よろしければお使いください。

ご不明な点は、当事務所までお問い合わせください。